

# 都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

## 受付・終結事件の概要（平成27年1月～3月）

### 1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 平成27年(調)第1号事件	エアコン室外機及び乾燥機からの騒音・悪臭被害防止請求事件	平成27.2.10
東京都 平成27年(調)第1号事件	宗教施設からの騒音・悪臭防止及び損害賠償請求事件	平成27.1.14
神奈川県 平成27年(調)第1号事件	運送事業者駐車場からの騒音被害防止等請求事件	平成27.2.10
新潟県 平成27年(調)第1号事件	スクラップ業者による騒音被害防止等請求事件	平成27.2.9
富山県 平成27年(調)第1号事件	下水処理場の地下水揚水に伴う振動・地盤沈下被害補償請求事件	平成27.3.10
静岡県 平成27年(あ)第1号事件	資材置き場からの騒音・振動被害防止等請求事件	平成27.2.27
愛知県 平成27年(調)第1号事件	自動車修理工場からの騒音被害防止請求事件	平成27.2.19
京都府 平成26年(調)第3号事件 (平成26年(調)第1号事件への参加申立て)	動物霊園建設工事による地盤沈下・振動等のおそれ公害防止請求事件	平成26.12.26
京都府 平成27年(調)第1号事件 (平成26年(調)第1号事件への参加申立て)		平成27.3.2
大阪府 平成27年(調)第1号事件	幼稚園建築工事による騒音・振動被害補償請求事件	平成27.2.18
大阪府 平成27年(調)第2号事件	スクラップ業者による騒音・振動被害防止請求事件	平成27.2.20

## 2. 終結事件

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>埼玉県 平成25年(調) 第2号事件</p>	<p>平成25年8月13日受付</p> <p>申請人らは、被申請人A社の工場が発する騒音、振動及び悪臭により精神的苦痛を受けており、通常の平穏な生活を送ることができない。よって、①被申請人らは、騒音・振動について規制基準内にとどまるよう、また、悪臭・粉じんを生じないよう対策を講じること、②被申請人A社は、本件工場の操業時間を午前8時から午後5時までとすること、③上記措置を執らない場合は、半年の猶予期間後、被申請人A社は、本件工場を移転すること。</p>	<p>平成27年3月24日調停成立</p> <p>調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人A社は、申請人らに対して、遅くとも平成30年11月30日(以下「期限」という。)をもって、被申請人の工場の現在の住所地での操業を停止することを約する。期限を越えてなお本件工場の操業を継続する場合には、申請人らに対し、違約金として1月当たり金100万円を支払う、②被申請人A社は、本件工場の操業を継続している間、本件工場を原因とする振動について、いかなる場合も60dB以内に抑えることを約する。また、騒音についても規制基準が60dBであることを十分に留意する、③被申請人A社は、本件工場の操業を継続している間、本件工場を原因とする騒音、悪臭、粉じんその他の周辺環境に対する悪影響を可能な限り低減させるよう誠実に努める、④申請人ら及び被申請人A社は、共同して、半年に一度を目安として、本件工場を原因とする騒音及び振動の測定を市に対し依頼する、⑤申請人らは、被申請人A社が本件工場の操業を継続している間、本件工場を原因とする騒音、振動、悪臭、粉じんその他の周辺環境に対する悪影響により被害を受けた際には、被申請人A社に対し苦情を申し入れることができる。被申請人A社は、迅速かつ誠実に対応する。なお、その場合、申請人らは被申請人Bらに対しても苦情を申し入れることができる。この場合、被申請人Bらは、被申請人A社と協議の上、これに迅速かつ誠実に対応する、⑥本件調停手続に要した費用は各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>埼玉県 平成26年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年5月8日受付</p> <p>①被申請人が店舗、店舗敷地内、板金工場、駐車場敷地内で発生させている騒音・悪臭(シンナー臭)により、申請人ら家族は、従前より日常生活を著しく阻害され、人格的利益を侵害されている、②申請人は、「中枢運動機能障害」を発症し、肉体的・精神的健康に多大な損害を被った、③申請人の子は幼い頃から有機溶剤を吸い続けてお</p>	<p>平成27年2月19日調停成立</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人板金工場に現在設置されているコンプレッサーの騒音・振動を減じるため、平成27年3月末日までに、被申請人らの費用をもって低騒音・低振動型のコンプレッサーに変更することを確約する。なお、設置の際には、床面が水平であることを確認するとともに、下に</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>り、家族の将来の肉体的・精神的健康被害について暗澹たる気持ちになる、④被申請人らが発生させている板金工場内外、店舗内外での作業等による騒音は、それぞれ規制基準値を超えている、⑤申請人は、悪臭（シンナー臭）及び騒音を軽減するため、被申請人の店舗や板金工場に面した窓を二重窓に増設し、金員の損害を被った、⑥申請人は、悪臭（シンナー臭）に含まれる有機溶剤、高圧洗浄による水飛散を防止するため、2階ベランダにサンルームを設置し、金員の損害を被った、⑦申請人は、被申請人による騒音・悪臭（シンナー臭）等の被害により、自宅内の会社の業務を甚だ脅かされ、売り上げに支障があった。よって、①悪臭（シンナー臭）が建物外に漏れないよう、適切な防臭装置の設置、定期的なフィルター交換等の保守の措置をすること、②騒音が申請人の自宅に到達することがないように、野外での作業はしないこと、シャッターを閉めて作業すること等、適切な防音措置をすること、③申請人の会社の業務を妨害しないよう適切な防音及び防臭、低振動音が発生しないよう、適切な措置をすること、④被申請人の敷地境界において、発生する騒音を8時～19時は65dB、19時～22時は60dB、22時～翌8時は50dB以下とすること、⑤損害賠償金として金1,000万円を支払うこと。</p>	<p>ゴムを敷くこととする、②本件工場周辺の臭気を減じるため、平成27年3月末日までに、被申請人らの費用をもって、臭気フィルターを活性炭消臭フィルターに変更する。また、設置後は、当該フィルターを適切な頻度で交換することを確約する、③本件工場周辺の臭気を減じるため、平成27年3月までに、被申請人らの費用負担をもって、本件工場の排気ダクトの内部に新たな消臭装置を設置することを確約する、④被申請人らは、申請人が事前に希望してその旨を被申請人らに通知した場合、①の機器の設置時に申請人を立ち合わせるものとする、⑤被申請人は、事業活動を行うに際し、騒音、振動及び臭気について、市環境条例を始めとする公的規制を遵守するとともに、営業時間の内外を問わず、近隣住民の生活環境に配慮した営業活動を行うことに努め、店舗従業員に対して教育・指導を徹底する、⑥申請人は、上記①、②及び③で設置したものの不具合等により、騒音、振動及び悪臭が発生し、それらが、市環境条例を始めとする公的規制に違反して近隣住民の生活環境が著しく害された場合、被申請人代理人に対して書面により連絡し、その改善を求めることができるものとする、⑦申請人は、上記①、②及び③に記載された改善行為を被申請人らが履行したことを条件に、今後、被申請人らの過去の行政手続きに対して市等の行政機関への苦情等の働きかけを行わないことを確約する、⑧申請人及び被申請人らは、本調停の成立及び内容について、正当な理由なく第三者に開示公表しないことを確約する、⑨申請人と被申請人らとの間には、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務も存在しないことを確認する、⑩調停費用は各自の負担とする等を内容とする調停委員会が提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>埼玉県 平成26年(調) 第2号事件 (平成26年(調)第1号事件への併合事件)</p>	<p>平成26年5月8日受付</p> <p>①被申請人が訴外A社に賃貸している店舗、店舗敷地内、板金工場、駐車場敷地内で発生させている騒音・悪臭（シンナー臭）により、申請人ら家族は、従前より日常生活を著しく阻害され、人格的利益を侵害されている、②申請人は、「中枢運動機能障害」を発症し、肉体的・精神的健康に多大な損害を被</p>	<p>平成27年2月19日調停成立</p> <p>埼玉県平成26年(調)第1号事件と同じ。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>った、③申請人の子は幼い頃から有機溶剤を吸い続けており、家族の将来の肉体的・精神的健康被害について暗澹たる気持ちになる、④当該板金工場の登記の日付が誤っている。申請人は、仮に登記記載の日付時点で当該板金工場が存在していたら、自宅は購入していない、⑤申請人は、悪臭（シンナー臭）及び騒音を軽減するため、店舗や板金工場に面した窓を二重窓に増設し、金員の損害を被った、⑥申請人は、悪臭（シンナー臭）に含まれる有機溶剤、高圧洗浄による水の飛散を防止するため、2階ベランダにサンルームを設置し、金員の損害を被った。よって、①被申請人は、板金工場及び店舗を訴外A社に賃貸しており、当該板金工場で発生する悪臭（シンナー臭）が建物外に漏れないよう、訴外A社を指導すること、②当該板金工場及び店舗等で発生する騒音が申請人の自宅に到達することがないように、訴外A社を指導すること、③当該板金工場の登記に記載した日付を訂正するとともに、その理由を申請人に説明し、建築時に違法性があった場合、建物を取壊すもしくは板金工場として使用しないこと、④申請人に対し、損賠賠償金として金500万円を支払うこと。</p>	
<p>埼玉県 平成26年(調)第3号事件 (平成26年(調)第1号事件への併合事件)</p>	<p>平成26年5月15日受付</p> <p>①被申請人のフランチャイズである訴外A社の店舗、店舗敷地内、板金工場、駐車場敷地内で発生している騒音・悪臭（シンナー臭）により、申請人ら家族は、従前より日常生活を著しく阻害され、人格的利益を侵害されている、②申請人は、訴外A社による騒音・悪臭（シンナー臭）、低振動音、従業員の言動について我慢できなくなると、被申請人に電話で相談したが、真摯な対応をしなかった、③申請人は、「中枢運動機能障害」を発症し、肉体的・精神的健康に多大な損害を被った、④申請人の子は幼い頃から有機溶剤を吸い続けており、家族の将来の肉体的・精神的健康被害について暗澹たる気持ちになる、⑤訴外A社の板金工場内外、店舗内外での作業等による騒音は、それぞれ規制基準値を超えている、⑥申請人は、悪臭（シンナー臭）及び騒音を軽減するため、店舗や板金工場に面した窓を二重窓に増設し、金員の損害を被った、⑦申請人は、悪臭（シンナ</p>	<p>平成27年2月19日調停成立</p> <p>埼玉県平成26年(調)第1号事件と同じ。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>一臭)に含まれる有機溶剤、高压洗浄による水の飛散防止のため、2階バルコニーにサンルームを設置し、金員の損害を被った、⑧当該板金工場の登記の日付が誤っている。訴外A社は市条例にある「開発行為等計画届出」、事前協議書の受付及び現場調査、開発者への協力要請を行っていない。また、「建築基準法」第6条の建築確認申請を事前に行っていない板金工場を使用して、悪臭(シンナー臭)及び騒音を発生させている。さらに、当該板金工場で使用しているコンプレッサーは、特定工場の申請をしなければならない設備である。申請人は、仮に当該板金工場が存在していたら、自宅は購入していない。よって、①被申請人のフランチャイズである訴外A社の板金工場が発生する悪臭(シンナー臭)が建物外に漏れないよう、訴外A社を指導すること、②当該板金工場及び店舗で発生する騒音が申請人の自宅に到達することがないように、訴外A社を指導すること、③訴外A社との敷地境界において、発生する騒音を8時～19時は65dB、19時～22時は60dB、22時～翌8時は50dB以下とするよう、訴外A社を指導すること、④訴外A社の板金工場は「建築基準法」、「騒音規制法」及び市の条例を遵守していない。被申請人は、当該板金工場の建設の経緯を調査し、被申請人の倫理やコンプライアンスに抵触しているのであれば、当該板金工場を取り壊すこと。または、用途を板金工場としないよう指導すること、⑤訴外A社が洗車する際に飛散する汚水が、申請人の自宅や通行人にかかることがないように訴外A社を指導すること、⑥申請人に対し、損害賠償金として金500万円を支払うこと。</p>	
<p>埼玉県 平成26年(調) 第4号事件</p>	<p>平成26年10月3日受付</p> <p>申請人は、被申請人による騒音等の迷惑行為により精神的苦痛を受けており、体調悪化するほどの影響が出ている。また、申請人の飼い犬も体調を悪化させ、今後も騒音等の迷惑行為が継続すると考えられる。よって、被申請人らは、①飼い犬のしつけをし、バルコニーに出て吠えたり、玄関に来客等があった際に大きな声で吠えたりするなど、異常な鳴き声により人に迷惑をかけることがないようにし、また、窓を二重窓にするなどの対策を講じること、②</p>	<p>平成27年2月9日調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、調停期日の開催に向け手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>ベランダでペットボトルを潰したり、ベランダに空き缶などの入ったごみ袋等を風で擦れるままに放置したり、早朝から長時間にわたる布団叩きやしわのぼしの音をさせたりせず、近隣の迷惑にならないよう対策を講じること、 ③申請人に対し、金 500 万円の損害賠償を支払うこと。</p>	
<p>埼玉県 平成26年(調) 第6号事件</p>	<p>平成 26 年 11 月 10 日 受付</p> <p>申請人隣地の学校新築建替え工事に起因し予見される騒音及び振動により、申請人が管理運営する無床診療所で診療を継続することが不可能となり、生計を営めなくなる。よって、①被申請人は、予見される騒音及び振動により移転を余儀なくされる申請人の管理運営する無床診療所の移転費用 1,774 万 5 千円を支払うこと、②申請人が無床診療所を移転させるまで、学校解体工事を行わないこと。</p>	<p>平成 27 年 3 月 9 日 調停 打 切 り</p> <p>調停委員会は、1 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>静岡県 平成27年(あ) 第1号事件</p>	<p>平成 27 年 2 月 27 日 受付</p> <p>被申請人が資材置き場として利用している空き地からの騒音・振動により、申請人は、肉体的、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①当該空き地から工事車両及び工事関係に係る全ての資材等を撤去すること、②申請人に対し、損害賠償として金 100 万 1,740 円を支払うこと。</p>	<p>平成 27 年 3 月 19 日 あっせん申請取下げ</p> <p>申請人は、都合により、あっせん申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>
<p>大阪府 平成22年(調) 第4号事件</p>	<p>平成 22 年 12 月 14 日 受付</p> <p>被申請人らは、申請人宅の東側に被申請人 A が所有し、被申請人 B 社が管理する 3 階建て賃貸住宅を建設し、エアコン室外機を当該賃貸住宅に設置、稼働している。当該エアコン室外機から発生する騒音により、申請人は長期の睡眠障害を起こし、精神的、肉体的苦痛等を生じている。よって、被申請人らは、連帯して、①賃貸住宅に設置したエアコン室外機 12 機をベランダから撤去すること、②申請人らに対して金員を支払うこと。</p>	<p>平成 27 年 3 月 30 日 調停 打 切 り</p> <p>調停委員会は、6 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>大阪府 平成26年(調) 第6号事件</p>	<p>平成 26 年 10 月 16 日 受付</p> <p>被申請人が建設しているマンションは、2012 年秋に建設計画について周辺住民への説明の後、施主、施工者の変更を</p>	<p>平成 27 年 2 月 27 日 調停 打 切 り</p> <p>調停委員会は、3 回の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>経て、2013年8月に建築工事を着工して以来、被害発生地住民らは工事の騒音により著しい精神的苦痛を受けている。そのため、住民を代表して申請人から被申請人に対し再三にわたり騒音の低減策を講じることを求めたが、一向に改善されない。よって、①被申請人は、マンション工事において躯体工事に伴う生コン圧送作業時の作業音の低減を図ること。また、工事現場に騒音測定器を設置し、騒音測定を行うとともに、躯体全体に防音シートの設置を徹底するなど、騒音防止に努めること、②被申請人は、マンション工事中及び完成後の申請人マンション住民に対する日照権の確保、電波障害への対応、プライバシーの配慮に努めること。③被申請人は上記事項について対策を示した協定書を申請人との間で締結すること。</p>	<p>結した。</p>
<p>兵庫県 平成24年(調) 第1号事件</p>	<p>平成24年4月17日受付</p> <p>河川改修工事の振動等により申請人らの所有する土地周辺で地割れ、土の盛り上がり・陥没、家屋の歪みが生じたことにより、在宅中、勤務中ともに精神が安定できず体調不良の日々が続いている。よって、被申請人は、①河川改修工事によっておきた申請人自宅及び所有店舗周辺の地割れ等補正すること、②申請人自宅及び店舗の家屋補修すること、③被害発生後調停成立までに申請人が費やした費用の補償すること、④事後家屋調査をやり直すこと。</p>	<p>平成27年1月31日調停申請取下げ</p> <p>申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
奈良県 平成26年(調) 第1号事件	平成26年11月12日受付  申請人は、被申請人宅に設置された家庭用燃料電池設備から発生する騒音と、被申請人宅外壁に設置されたレンジフードの排気口及び24時間換気の排気口から発生する音が申請人宅の外壁、被申請人宅の外壁及び互いの軒に囲まれた空間において反響し増幅された騒音により、日常生活における不快感などの精神的苦痛を受けており、不安緊張状態や不眠を患った。よって、被申請人は、①家庭用燃料電池設備(燃料電池発電ユニット及び排熱利用給湯暖房ユニット)を現在設置している場所から、申請人宅に騒音の影響を及ぼさない場所へ移設すること、②レンジフードの排気口・24時間換気の排気口に騒音の影響を減じる措置を講ずること、③上記②の措置が困難な場合、申請人宅の窓に二重サッシを設置すること。	平成27年3月13日調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成27年1月1日から平成27年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。